

附 則（昭和 55 年 2 月 15 日 厚生省収年第 239 号）

（施行期日）

第 1 条 この規約は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

（加入員の資格に関する経過措置）

第 2 条 昭和 55 年 4 月 1 日において、現に変更前の日本産業機械工業厚生年金基金規約（昭和 46 年 10 月 1 日施行。以下「旧規約」という。）による加入員である者は、引き続きこの規約による加入員とする。

（みなし加入員期間）

第 3 条 旧規約による加入員であった期間は、この規約による加入員であった期間とみなす。

（標準給与に関する経過措置）

第 4 条 昭和 55 年 4 月 1 日において、現に旧規約による加入員であり、引き続きこの規約による加入員となった者に係る標準給与の月額は、旧規約により決定された標準給与の月額とする。

（みなし標準給与）

第 5 条 旧規約による標準給与は、この規約による標準給与とみなす。

（みなし第 2 種退職年金）

第 6 条 旧規約による退職年金を受ける権利を有する者は、この規約による第 2 種退職年金の受給権者とみなす。

（給付に関する経過措置）

第 7 条 昭和 55 年 3 月 31 日において、現に旧規約による退職年金の給付を受ける権利を有する者に係る給付については、なお従前の例による。

2. 昭和 55 年 4 月 1 日前に加入員の資格を喪失し、同日以降再び加入員となることなくして旧規約の支給要件を満たすに至った者に係る給付については、なお従前の例による。

3. 昭和 55 年 3 月 31 日において、現に加入員であって旧規約による退職年金の受給権を取得している者が昭和 55 年 4 月 1 日以降第 60 条第 3 項各号に該当するに至った場合又は第 1 種退職年金の受給権を取得した場合、その者に支給する基本年金額は、第 1 項の規定にかかわらず、第 49 条第 1 項の規定により計算された額とする。ただし、当該基本年金額が従前の年金額を下廻る場合は、従前の年金額を支給する。

（再び加入員となった場合の給付の額の特例）

第 8 条 前条第 1 項及び第 2 項に該当する者が、昭和 55 年 4 月 1 日以降再び加入員となり、第 60 条第 3 項各号に該当するに至った場合又は第 1 種退職年金の受給権を取得した場合、その者に支給する基本年金額は前条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず第 49 条第 1 項の規定により計算された額とする。ただし、当該基本年金額が従前の年金額を下廻る場合は、従前の年金額を支給する。

（中途脱退者に関する経過措置）

第 9 条 旧規約による中途脱退者は、この規約による中途脱退者とみなす。

（経過遺族一時金）

第 10 条 昭和 55 年 3 月 31 日において、現にこの基金の加入者である者が、この規約のうち第 1 種退職年金、退職一時金又は遺族一時金の受給権を取得することなく死亡したときは、その者の遺族に経過一時金を支給する。

2. 経過遺族一時金の額は、平均標準給与月額に、昭和 55 年 4 月 1 日前の加入員期間に応じ別表第 5 に定める率を乗じて得た額に、さらに死亡時の年齢に応じ別表第 3 に定める率を乗じて得た額とする。

(経過退職一時金)

第 11 条 昭和 55 年 3 月 31 日において、現にこの基金の加入員である者が、この規約のうち第 1 種退職年金又は退職一時金の受給権を取得することなく脱退により加入員の資格を喪失したときは、その者に経過退職一時金を支給する。

2. 経過退職一時金の額は、平均標準給与月額に、昭和 55 年 4 月 1 日前の加入員期間に応じ別表第 5 に定める率を乗じて得た額に、さらに脱退時の年齢に応じ別表第 3 に定める率を乗じて得た額とする。

3. 経過退職一時金の計算の基礎となった加入員期間については、第 68 条の規定を準用する。

(選択一時金)

第 12 条 第 1 種退職年金の受給権者は、当分の間次条から第 15 条に定めるところにより選択一時金の支給を受けることができる。

(選択一時金の支給)

第 13 条 選択一時金は、次の各号の一に該当する場合、その者に支給する。

(1) 第 55 条に規定する加算適用加入員期間を満たしている者が、加算適用加入員でなくなった後 60 歳に達するまでの間に選択一時金を申し出たとき。

(2) 第 1 種退職年金の受給権者（加入員である受給権者を除く。）が第 1 種退職年金のうち加算年金額に相当する部分の支給開始後 10 年以内で一時金を申し出たとき。

(選択一時金の額)

第 14 条 選択一時金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

(1) 前条第 1 号に該当する場合にあっては、第 49 条第 6 項の規定の例により計算した額に一時金の選択を申し出たときの年齢に応じ、別表第 3 に定める率を乗じて得た額とする。

(2) 前条第 2 号に該当する場合にあっては、第 1 種退職年金のうち加算年金額に相当する額に支給済期間に応じ、別表第 4 に定める率を乗じて得た額とする。

(第 1 種退職年金の額の特例)

第 15 条 選択一時金の支給を受けた場合における第 1 種退職年金の額は、第 56 条第 1 項の規定にかかわらず、基本年金額に相当する額とする。

2. 選択一時金の支給を受けた者が再び加入員の資格を取得したときは、その者に係る第 1 種退職年金のうち加算年金額に相当する部分、退職一時金又は遺族一時金の支給要件の判定及び給付額の算定にあたっては、すでに支給を受けた選択一時金の額の計算の基礎となった再加入前

の加入員期間はその計算の基礎としない。

(掛金に関する経過措置)

第 16 条 昭和 55 年 3 月以前の月に係る掛金については、なお従前の例による。

(減少事業所に係る特別掛金の一括徴収)

第 17 条 この基金は、設立事業所が次の各号に掲げる事由によりこの基金の設立事業所でなくなった場合(設立事業所でなくなった事業主の事業及び権利義務を継承する事業主が、引続きこの基金の設立事業所の事業主として存続する場合を除く。)において、これにより生じる当該事業所(以下「減少事業所」という。)に係る不足金を、特別掛金として減少事業所から一括して徴収するものとする。

(1) 設立事業所の事業主が基金あてに任意脱退を申し入れ代議員会が認めた場合

(2) 合併又は事業譲渡による場合

(3) その他上記の理由に準じるものとして代議員会が認めた場合

2. 前項に定める減少事業所に係る不足金とは、最低積立基準額に対する不足金をいう。

(減少事業所に係る特別掛金の額)

第 18 条 前条第 2 項に定める不足金の額は、減少事業所がこの基金の設立事業所でなくなる日(以下「減少日」という。)直前の財政計算日(減少日の属する月が 1 月から 8 月までの場合は前年 3 月末日、9 月から 12 月までの場合は同年 3 月末日とする。ただし、当該直前の財政計算日以降に財政計算(最低積立基準額の計算を行ったときに限る。)を行い、当該財政計算が代議員会で議決されている場合は、当該財政計算日とする。以下「直前の財政決算日」という。)における最低積立基準額から純資産額を控除した額に直前の財政計算日から減少日前月の末日までの月数に対応する最低積立基準額の算出に用いる予定利率による付利率による利息に相当する額を合算した額に、直前の財政計算日におけるこの基金の上乗せ部分の最低積立基準額相当額の総額に対する減少事業所の加入員の上乗せ部分の最低積立基準額相当額の総額の割合を乗じて得た金額とする。

2. 前項の計算にあたり、直前の財政決算日以降減少事業所とるまでの間にこの附則第 19 条の 2 第 1 項に該当し同項に定める特別掛金を一括徴収している場合は、その計算の基礎となった減少加入員の分を除くものとする。

3. 確定給付企業年金への権利義務移転(改正前確定給付企業年金法第 110 条の 2 第 1 項に規定する政令で定める場合を除く。以下この条において「権利義務移転」という。)を行うことによりこの基金の設立事業所でなくなった減少事業所に係る不足金の額は、第 1 項の規定にかかわらず、第 1 項に規定する額(同項中「加入員」とあるのは「権利義務移転を行う者」と読み替える。)から第 1 号に掲げる額を控除した額に、第 2 号に掲げる額を加えた額とする。

(1) 当該権利義務移転に伴い基金から減少する最低積立基準額相当額

(2) 当該権利義務移転に伴い基金から移換する資産の額

(減少事業所に係る特別掛金の納入告知及び納付期限)

第 19 条 この基金は、減少事業所の事業主に対し、減少日の 2 週間前までに第 17 条第 1 項に定める特別掛金の納入告知を行わなければならない。ただし、当該事業所の減少の事実の判明が遅れた場合は、この限りでない。

2. 減少事業所の事業主は、第 17 条第 1 項に定める特別掛金を、前項の納入告知に記載された納付期限までに、この基金に一括して納付しなければならない。

(加入員減少事業所に係る特別掛金の一括徴収)

第 19 条の 2 この基金は、設立事業所が次の第 1 号に該当して加入員が減少した場合又は第 2 号に該当する場合において、当該加入員の減少に伴い他の設立事業所に係る掛金が増加することとなるときは、当該設立事業所の加入員が減少した設立事業所（以下「加入員減少事業所」という。）の当該減少する加入員（以下「減少加入員」という。）に係る不足金を当該事業主から特別掛金として一括徴収するものとする。

(1) 設立事業所の事業主が、会社分割（会社分割後のすべての事業所がこの基金の設立事業所となる場合を除く。）又は事業の全部若しくは一部の譲渡（他の設立事業所に譲渡する場合を除く。）を行い、当該設立事業所の加入員の一部を他の設立事業所以外の事業所に転籍させることにより、この基金の加入員の資格を喪失させた場合

(2) 設立事業所に使用される当該加入員が減少する場合（前号に該当する場合を除く。）であって、代議員会において当該設立事業所と他の設立事業所の掛金負担の公平性を保つため特別掛金を一括徴収すべきと判断した場合。ただし、判断するに当たっては、必要に応じて当該事業主から説明を求めることがある。

2. この基金の設立事業所の事業主は、加入員の資格喪失をこの基金に届け出るときに、当該資格喪失が前項第 1 号の事由によるものである場合は、その旨を併せて申し出なければならない。

3. この基金は、第 1 項第 1 号又は第 2 号の事由を確認するために、加入員の資格喪失を届け出た設立事業所の事業主に対して、加入員減少の理由の説明を求めることができ、説明を求められた事業主は、この基金に対し、加入員減少の理由を説明しなければならない。

4. 第 2 項の申し出若しくは事業主の説明がなかった場合又は説明の結果、加入員の資格喪失が第 1 項第 1 号又は第 2 号の事由によるものか確認することが困難な場合は、代議員会において同項第 1 号又は第 2 号の事由に該当するか決定するものとする。

5. 第 1 項に定める加入員減少事業所の減少加入員に係る不足金とは、最低積立基準額に対する積立足額をいう。

(加入員減少事業所に係る特別掛金の額)

第 19 条の 3 前条第 5 項に定める不足金の額は、加入員減少事業所の減少加入員が減少する日（以下「加入員減少日」という。）直前の財政決算日（加入員減少日の属する月が 1 月から 8 月までの場合は前年 3 月末日、9 月から 12 月までの場合は同年 3 月末日とする。ただし、当該加入員減少日直前の財政決算日以降に財政計算（最低積立基準額の計算を行ったときに限る。）を行い、当該財政計算が代議員会で議決されている場合は、当該財政計算日とする。以下「加入員減少日直前の財政計算日」という。）における最低積立基準額から純資産額を控除した額に加入

員減少日直前の財政計算日から加入員減少日前月の末日までの月数に対応する最低積立基準額の算出に用いる予定利率による利息に相当する額を合算した額に、加入員減少日直前の財政決算日におけるこの基金の上乗せ部分の最低積立基準額相当額の総額に対する加入員減少事業所の減少加入員の上乗せ部分の最低積立基準額相当額の総額の割合を乗じて得た金額とする

(加入員減少事業所に係る特別掛金の納入告知及び納付期限)

第 19 条の 4 この基金は、加入員減少事業所の事業主に対し、第 19 条の 2 第 1 項に該当したときは、速やかに特別掛金の納入告知を行わなければならない。

2. 加入員減少事業所の事業主は、第 19 条の 2 第 1 項に定める特別掛金を、前項の納入告知に記載された納付期限までに、この基金に納付しなければならない。

(標準給与の改定の方法の特例)

第 20 条 「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」(平成 23 年法律第 40 号。以下「特別法」という。)第 94 条第 1 項又は第 2 項の規定により厚生年金保険の標準報酬月額を改定された月に係る加入員の当該標準給与の月額の改定の方法については、第 46 条の 3 の規定にかかわらず、特別法第 94 条の規定の例によるものとする。

(掛金の免除の特例)

第 21 条 特別法第 95 条第 1 項の規定により厚生年金保険の保険料の額を免除された事業主が、申出をしたときは、第 76 条の規定にかかわらず、特別法第 95 条第 1 項の規定により厚生年金保険の保険料の額を免除された期間(次条において「保険料免除期間」という。)に納付すべき掛金のうち、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定に施行等に関する政令」(平成 23 年政令第 131 号。以下「特別措置政令」という。)第 11 条第 2 項各号に掲げる掛金の区分に応じ、当該各号に定める額を免除する。

(徴収金の免除の特例)

第 22 条 特別法第 95 条第 1 項の規定により厚生年金保険の保険料の額を免除された設立事業所以外の適用事業所の事業主であってこの基金の加入員を使用するものが、この基金に申出をしたときは、第 78 条の規定にかかわらず、保険料免除期間に納付すべき徴収金のうち、特別措置政令第 11 条第 3 項各号に掲げる徴収金の区分に応じ、当該各号に定める額を免除する。

(解散時の特別掛金の一括徴収に関する経過措置)

第 23 条 第 98 条の 6 の規定については、当分の間、同条第 1 項中「当該解散する日を第 98 条の 2 第 1 項に規定する基準日とみなして度往生の規定に基づき算定した最低積立基準額(以下この条において「最低積立基準額」という。)」とあるのは「当該解散する日における最低積立基準額」と、同条第 2 項中「最低積立基準額」とあるのは「加入員の報酬標準給与の月額の総額」とする。

附 則 (昭和 55 年 4 月 23 日 1901 号)

この規約は、昭和 55 年 6 月 1 日から施行する。

附 則 （昭和 55 年 11 月 15 日 3385 号）

（施行期日）

第 1 条 この規約は、認可の日から施行し、昭和 55 年 10 月 1 日から適用する。

（掛金に関する経過措置）

第 2 条 昭和 55 年 9 月以前の月に係る掛金の額は、なお従前の例による。

（標準給与に関する経過措置）

第 3 条 昭和 55 年 10 月 1 日前にこの基金の加入員の資格を取得して、同日まで引き続き加入員の資格を有する者のうち、同年 7 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間に加入員の資格を取得した者又は法第 23 条第 1 項の規定の例により同年 8 月若しくは同年 9 月から標準給与が改定された者であって、同年同月の標準給与の月額が 42,000 円以下であるもの又は 320,000 円であるもの（当該標準給与の月額の基礎となった給与月額が 330,000 円未満であるものを除く。）の標準給与は、当該標準給与の月額の基礎となった給与月額を改正後の法第 20 条の規定の例による標準給与の基礎となる給与月額とみなして改定する。

2. 前項の規定により改定された標準給与は、昭和 55 年 10 月から昭和 56 年 9 月までの各月の標準給与とする。

附 則 （昭和 55 年 11 月 29 日 4204 号）

（施行期日）

第 1 条 この規約は、認可の日から施行し、昭和 55 年 6 月 1 日から適用する。

（給付に関する事項）

第 2 条 変更後の規約第 58 条第 2 項の規定による第 1 種退職年金の支給の停止及び第 62 条において準用する第 58 条第 2 項の規定による第 2 種退職年金の支給の停止については、昭和 55 年 6 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間は、同条同項中「法第 46 条第 1 項又は第 46 条の 7 第 1 項」とあるのは「厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和 55 年法律第 82 号）附則第 9 条及び第 14 条の規定による読み替後の法第 46 条第 1 項又は第 46 条の 7 第 1 項」とする。

第 3 条 昭和 55 年 5 月以前の月に係る日本産業機械工業厚生年金基金の規約による給付であって、同年 6 月 1 日においてまだ支給していないものについては、なお従前の例による。

附 則 （昭和 56 年 3 月 9 日 625 号）

（施行期日）

第1条 この規約は、昭和56年4月1日から施行する。

(掛金に関する経過措置)

第2条 昭和56年3月以前の月に係る掛金の額は、なお従前の例による。

(給付に関する経過措置)

第3条 昭和56年3月以前の月に係る給付については、なお従前の例による。

附 則 (昭和56年11月27日 3368号)

この規約は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則 (昭和60年9月30日 4351号)

(施行期日)

第1条 この規約は、昭和60年10月1日から施行する。

(標準給与に関する経過措置)

第2条 昭和60年10月1日前にこの基金の加入員の資格を取得して、同日まで引き続き加入員の資格を有する者のうち、同年7月1日から同年9月30日までの間に加入員の資格を取得した者又は法第23条第1項の規定の例により同年8月若しくは同年9月から標準給与が改定された者であって、同年同月の標準給与の月額が64,000円以下であるもの又は410,000円であるもの(当該標準給与の月額的基础となった給与の月額が425,000円未満であるものを除く。)の標準給与は、当該標準給与の月額的基础となった給与の月額を国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)による改正後の厚生年金保険法第20条の規定の例により標準給与の基礎となる給与月額とみなして改定する。

2. 前項の規定により改定された標準給与は、昭和60年10月から昭和61年9月までの各月の標準給与とする。

(掛金に関する経過措置)

第3条 昭和60年9月以前の月に係る掛金については、なお従前の例による。

附 則 (昭和60年11月26日 4891号)

(施行期日)

この規約は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則 (昭和61年3月31日 1813号)

(施行期日)

第1条 この規約は、昭和61年4月1日から施行する。

(掛金に関する経過措置)

第2条 昭和61年3月以前の月に係る掛金については、なお従前の例による。

附 則 (昭和61年3月31日 1967号)

(施行期日)

第1条 この規約は、昭和61年4月1日から施行する。

(給付に関する経過措置)

第2条 昭和61年4月1日前において、現にこの規約による変更前の規約により年金の給付を受ける権利を有する者については、なお従前の例による。

附 則 (昭和61年6月20日 3771号)

(施行期日)

第1条 この規約は、認可の日から施行し、昭和61年4月1日から適用する。

(加入員の資格に関する経過措置)

第2条 大正10年4月1日以前に生れた者であって、昭和61年3月31日において、この基金の加入員であった者(昭和61年4月1日に変更後の規約第42条の規定により当該加入員の資格を喪失する者を除く。)は、昭和61年4月1日に、当該加入員の資格を喪失する。

(代議員及び役員の資格に関する経過措置)

第3条 この基金の代議員及び役員の資格については、昭和63年3月31日(同日において現にこの基金の代議員又は役員である者については、その任期が終了する日)までの間、変更後の規約第8条及び第10条中「加入員」とあるのは「加入員(昭和63年3月31日までの間に変更後の規約第42条第5号に該当することにより加入員の資格を喪失した者及び前条の規定により加入員の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失したときから引き続き設立事業所に使用されているものを含む。)」とする。

(代議員及び役員の任期に関する経過措置)

第4条 昭和61年4月1日前にこの基金の代議員及び役員に選任され、同日まで引き続きその資格を有する者に係る任期については、変更後の規約第9条第1項及び第32条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2. 昭和61年4月1日以降初めて選定又は互選により選任された代議員及び役員に係る任期については、変更後の規約第9条第1項及び第32条第1項の規定にかかわらず、昭和65年8月31日までとする。

(給付に関する経過措置)

第5条 大正15年4月1日以前に生れた者及び昭和61年4月1日前に支給事由の生じた国民年



金法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 34 号以下「改正法」という。）第 3 条の規定による改正前の厚生年金保険法による老齢年金、改正法第 5 条の規定による改正前の船員保険法による老齢年金若しくは施行日の前日において法律によって組織された共済組合が支給する退職年金（同日においてその受給権者が 55 歳に達しているものに限る。）若しくは減額退職年金（同日においてその受給権者が 55 歳に達しているものに限る。）の受給権者については、変更後の第 55 条、第 59 条、第 56 条、第 60 条及び第 58 条の規定を適用せず、変更前の規約第 55 条、第 59 条、第 56 条（第 3 項第 3 号及び第 4 号を除く。）第 60 条（第 3 項第 2 号第 3 号を除く。）及び第 58 条（第 2 項を除く。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同規約第 58 条第 3 項中「法第 46 条第 1 項又は第 46 条の 7 第 1 項」とあるのは、「法附則第 11 条」と読み替えるものとする。ただし、改正前の厚生年金保険法による通算老齢年金及び特例老齢年金の受給権者退職年金の支払期月については、昭和 61 年 12 月 31 日までの間は、変更前の規約第 52 条の規定は、なおその効力を有する。

2. この基金が支給する年金たる給付であって、昭和 61 年 4 月 1 日前に支給事由の生じたもの（前項に規定する者に支給するものを含む。）については、前項及び附則第 7 条の規定を適用する場合を除き、なお従前の例による。

3. 昭和 61 年 4 月 1 日前にこの基金が支給する年金たる給付の受給権を得た後、再びこの基金の加入員となった者に係る年金たる給付の基本年金額を昭和 61 年 4 月 1 日以後に改定又は裁定する場合には、前項の規定にかかわらず、変更後の規約第 49 条第 1 項の規定によって得た額とする。ただし、その額が従前の当該年金給付の額に満たないときは、これを従前の当該年金給付の額に相当する額とする。

（退職一時金に関する経過措置）

第 6 条 附則第 2 条に該当する者のうち、加入員期間 3 年未満の者については、変更後の規約第 67 条第 2 号を準用し、退職一時金を支給する。

（年金給付の費用の負担に関する経過措置）

第 7 条 この基金が支給する年金たる給付のうち昭和 61 年 4 月 1 日の属する月前の月分の給付の費用の負担については、なお従前の例による。

（業務の委託に関する経過措置）

第 8 条 この基金が変更前の規約第 86 条により委託する業務のうち、国庫負担金に関する業務については、当該業務が存する間にあっては、変更後の規約第 86 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（坑内員期間に関する経過措置）

第 9 条 この基金の加入員期間を計算する場合において、昭和 61 年 4 月 1 日前の坑内員であった期間については、変更後の規約第 44 条の規定にかかわらず、坑内員であった期間に 3 分の 4 を乗じて得た期間をもって加入員期間とする。

2. 昭和 66 年 4 月 1 日前の坑内員である加入員であった期間について、この基金の加入員期間を計算する場合には、変更後の規約第 44 条の規定にかかわらず、坑内員である加入員であつ

た期間に5分の6を乗じて得た期間をもって加入員期間とする。

附 則 （昭和62年8月31日 3810号）

この規約は、認可の日から施行し、昭和61年4月1日から適用する。

附 則 （昭和63年3月31日 2458号）

この規約は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この規約は認可の日から施行し、昭和63年11月1日から適用する。

附 則 （昭和63年12月28日 5163号）

（改定率）

第56条の2第2項に定める昭和63年度の改定率は0.021とし、昭和63年3月31日に受給者であった者の加算年金額を昭和63年11月1日から改定する。

附 則 （平成元年5月9日 3372号）

この規約は、認可の日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

附 則 （平成2年5月11日 4700号）

（施行期日）

第1条 この規約は、認可の日から施行し平成2年2月1日から適用する。

ただし、次条については、平成元年12月1日から適用する。

（標準給与に関する経過措置）

第2条 平成元年12月1日前にこの基金の資格を取得し、同日まで引き続き加入員の資格を有する者であって、平成元年11月の標準給与の額が76,000円以下であるもの又は470,000円であるもの（当該標準給与の月額的基础となった給与の額が485,000円未満であるものを除く。）の標準給与は、当該標準給与の月額的基础となった給与の月額を国民年金法等の一部を改正する法律（平成元年法律第86号）による改正後の厚生年金保険法第20条の規定の例による標準給与の基礎となる給与月額とみなして改定する。

2. 前項の規定により改定された標準給与は、平成元年12月から平成2年9月までの各月の標準給与とする。

附 則 （平成2年10月31日 7329号）

この規約は、平成2年10月31日から施行する。

附 則 （平成3年1月25日 346号）

この規約は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 （平成5年3月31日 4018号）

この規約は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 （平成6年3月31日 1436号）

第1条 この規約は、平成6年4月1日から施行する。

（給付等の負担割合に関する経過措置）

第2条 この規約変更の施行日から平成6年6月15日までの間について改正後の第85条の規定を適用する場合においては、同条第5項第1号中「当該契約に係る前事業年度の1月末日における資産割合」とあるのは「附則別表（1）に掲げる信託会社と締結した法第130条の2第1項の規定による年金信託契約において同表に掲げる割合」と、同条第6項第1号中「当該契約に係る前事業年度の1月末日における資産割合」とあるのは「附則別表（2）に掲げる生命保険会社と締結した法第130条の2第1項の規定による年金保険契約において同表に掲げる割合」とする。

附則別表（1） 削除

附則別表（2） 削除

附 則 （平成6年11月9日）

（施行期日）

第1条 この規約は、平成6年11月24日から施行し、平成6年11月1日から適用する。ただし、第85条の規定は、平成6年11月9日から適用する。

(標準給与に関する経過措置)

第2条 平成6年11月1日前にこの基金の加入員の資格を取得し、同日まで引き続き加入員の資格を有する者であって、平成6年10月の標準給与の月額が86,000円以下であるもの又は530,000円であるもの(当該標準給与の月額に基礎となった給与の月額が545,000円未満であるものを除く。)の標準給与は、当該標準給与の月額の基礎となった給与の月額を国民年金法等の一部を改正する法律(平成6年法律第95号)による改正後の厚生年金保険法第20条の規定の例により標準給与の基礎となる給与月額とみなして改定する。

2. 前項の規定により改定された標準給与は、平成6年11月から平成7年9月までの各月の標準給与とする。

(掛金に関する経過措置)

第3条 平成6年10月以前の月に係る掛金については、なお従前の例(掛金率及び負担割合)による。

附 則 (平成7年3月23日 1389号)

(施行期日)

第1条 この規約は、平成7年4月1日から施行する。

(掛金に関する経過措置)

第2条 平成7年3月以前の月に係る掛金については、なお従前の例による。

附 則 (平成7年3月31日 2436号)

(施行期日)

第1条 この規約は、平成7年4月1日から施行する。

(支給停止に関する経過措置)

第2条 この規約による改正後の日本産業機械工業厚生年金基金規約(以下「改正後の基金規約」という。)の第1種退職年金又は第2種退職年金(以下「退職年金等」とおいう。)の受給権者(昭和10年4月1日以前に生れた者に限る。)については、その者が加入員である日が属する月において、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額を超えるときは、改正後の基金規約第58条の規定は適用せず、この規約による改正前の日本産業機械工業厚生年金基金規約(以下「改正前の基金規約」という。)第58条の規定は、なおその効力を有する。

(1) 当該退職年金等の額につき改正後の基金規約第58条第2項の規定を適用して計算した場合におけるその支給が停止される部分の額

(2) 当該退職年金等の額につき改正前の基金規約第58条第2項の規定を適用して計算した

場合におけるその支給が停止される部分の額

第3条 平成7年4月1日前においてこの規約による改正前の基金規約の退職年金等の受給権を有していた者については、その者が加入員である日が属する月において、前条第1号に掲げる額が同条第2号に掲げる額を超えるときは、改正後の基金規約第58条の規定は適用せず、改正前の基金規約第58条の規定は、なおその効力を有する。

附 則 （平成8年3月29日 3793号）

（施行期日）

第1条 この規約は、平成8年4月1日から施行する。

（掛金に関する経過措置）

第2条 平成8年3月以前の月に係る掛金については、なお従前の例（掛金率及び負担割合）による。

附 則 （平成8年5月20日）

（施行期日）

この規約は、平成8年5月20日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

附 則 （平成9年3月17日）

（施行期日）

この規約は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 （平成9年5月8日）

（施行期日）

この規約は、平成9年5月8日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則 （平成9年9月24日 6248号）

（施行期日）

この規約は、平成9年10月1日から施行する。

附 則 （平成10年2月5日）

(施行期日)

この規約は、平成10年2月5日から施行し、平成9年12月25日から適用する。

附 則 (平成10年3月27日 1703号)

(施行期日)

この規約は、平成10年3月27日から施行する。

附 則 (平成10年3月31日 2805号)

(施行期日)

この規約は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年5月27日)

(施行期日)

この規約は、平成10年6月1日から施行する。

附 則 (平成10年7月29日 4482号)

(施行期日)

この規約は、認可の日から施行し、平成9年10月1日から適用する。

附 則 (平成11年2月24日)

(施行期日)

この規約は、平成11年2月4日から施行し、平成10年10月14日から適用する。

附 則 (平成11年2月24日)

(施行期日)

この規約は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年2月22日)

(施行期日)

この規約は、平成 12 年 2 月 2 日から施行する。

附 則 （平成 12 年 3 月 15 日 815 号）

（施行期日）

この規約は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 12 年 3 月 31 日）

（施行期日）

第 1 条 この規約は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

（育児休業期間中の者の経過措置）

第 2 条 平成 12 年 4 月 1 日前にこの規約による改正前の第 77 条の 2 の規定に基づく申出をしたものであって、同月末日以後に育児休業が終了するものについては、同月 1 日にこの規約による改定後の第 77 条の 2 の規定に基づく申出をしたものとみなして、同条の規定を適用する。

（掛金に関する経過措置）

第 3 条 平成 12 年 3 月以前の月に係る掛金については、なお従前の例による。

附 則 （平成 12 年 3 月 31 日 2785 号）

（施行期日）

第 1 条 この規約は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

（年金額に関する経過措置）

第 2 条 平成 12 年 4 月 1 日前においてこの規約による改正前の基金規約の第 1 種退職年金又は第 2 種退職年金（以下「退職年金等」という。）の受給権を有していた者に支給する当該退職年金等の額については、なお従前の例による。

2. 平成 12 年 3 月以前の月に係るこの規約による改正前の基金規約による退職年金等であって、同年 4 月 1 日においてまだ支給されていないものについては、なお従前の例による。

附 則 （平成 12 年 9 月 14 日）

（施行期日）

この規約は、平成 12 年 9 月 5 日から施行し、平成 12 年 6 月 1 日から適用する。

附 則 （平成 12 年 9 月 14 日）

（施行期日）

この規約は、平成 12 年 10 月 1 日から施行する。

(標準給与に関する経過措置)

第 2 条の 2 平成 12 年 10 月 1 日前にこの基金の加入員の資格を取得し、同日まで引き続き加入員の資格を有する者であつて、平成 12 年 9 月の標準給与が 92,000 円以下であるもの又は 590,000 円であるもの(当該標準給与の月額的基础となった給与の月額が 605,000 円未満であるものを除く。)の標準給与は、当該標準給与の月額的基础となった給与の月額を国民年金法等の一部を改正する法律(平成 12 年法律第 18 号)による改正後の厚生年金保険法第 20 条の規定の例により標準給与の基礎となる給与月額とみなして改定する。

2. 前項の規定により改定された標準給与は、平成 12 年 10 月から平成 13 年 9 月までの各月の標準給与とする。

附 則 (平成 13 年 2 月 19 日)

この規約は、平成 13 年 2 月 6 日から施行し、平成 13 年 1 月 6 日から適用する。

附 則 (平成 13 年 3 月 30 日)

この規約は、平成 13 年 2 月 6 日から施行する。

附 則 (平成 13 年 3 月 30 日 厚生労働省発年 672 号)

(施行期日)

第 1 条 この規約は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

(掛金に関する経過措置)

第 2 条 平成 13 年 3 月以前の月に係る掛金については、なお従前の例(掛金率及び負担割合)による。

附 則 (平成 14 年 1 月 22 日)

この規約は、平成 14 年 1 月 15 日から施行する。

附 則 (平成 14 年 3 月 25 日 厚生労働省発年 0325305 号)

この規約は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 14 年 9 月 18 日)

この規約は、平成 14 年 9 月 7 日から施行する。



附 則 （平成 14 年 9 月 18 日）

この規約は、平成 14 年 9 月 4 日から施行し、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 （平成 14 年 3 月 26 日 厚生労働省発年 0326953 号）

（施行期日）

第 1 条 この規約は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

（加入員の資格に関する経過措置）

第 2 条 昭和 7 年 4 月 2 日以後に生れた者であり、かつ平成 14 年 3 月 31 日においてこの基金の設立事業所に使用される被保険者（加入員であるものを除く。）であって、同年 4 月 1 日において引き続き当該設立事業所に使用される者は、同日に加入員の資格を取得する。

（給付に関する経過措置）

第 3 条 平成 14 年 4 月 1 日において、この規約による変更前の基金規約に基づき第 1 種退職年金又は第 2 種退職年金の給付を受ける権利を有する者の給付については、なお従前の例による。

附 則 （平成 14 年 9 月 30 日 厚生労働省発年 0930099 号）

この規約は、認可の日から施行し、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 （平成 15 年 4 月 11 日 厚生労働省発年 0411008 号）

（施行期日）

第 1 条 この規約は、認可の日から施行し、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

（標準給与に関する経過措置）

第 2 条 平成 15 年 4 月 1 日前の各月に係る標準給与については、なお従前の例による。

2. 第 46 条の規定にかかわらず、平成 15 年 4 月 1 日における加入員の報酬標準給与の月額、同日前にこの規約による変更前の規約に基づき決定又は改定した同年 3 月における標準給与の額を用いる。ただし、同年 4 月からの変更前の規約第 48 条の規定に基づき改定する場合は、同条の規定に基づき改定された額を報酬標準給与の月額とする。

（給付に関する経過措置）

第 3 条 平成 15 年 4 月 1 日前において、この規約による変更前の基金規約に基づき第 1 種退職年金又は第 2 種退職年金（以下「退職年金等」という。）の給付を受ける権利（以下「受給権」

という。)を有する者の給付については、なお従前の例による。

2. 加入員期間の全部又は一部が平成 15 年 4 月 1 日前の期間である者（次項に規定する者を除く。）が退職年金等の受給権を取得した場合にその者に支給する退職年金等のうち、基本年金額は、第 49 条第 1 項の規定にかかわらず、次の各号に定める額を合算した額とする。

(1) 平成 15 年 4 月 1 日前の加入員期間について、この規約による変更前の規約により算定した基本年金額

(2) 平成 15 年 4 月 1 日以後の加入員期間について、第 49 条第 1 項の規定により算定した基本年金額

3. 平成 15 年 4 月 1 日前において、この規約による変更前の規約による受給権を取得した後、同日以後再びこの基金の加入員となった者に係る給付のうち、基本年金額は、第 49 条第 1 項及び前項の規定にかかわらず、次の各号に定める額を合算した額とする。

(1) 平成 15 年 4 月 1 日前の加入員期間について、この規約による変更前の規約により算定した基本年金額

(2) 平成 15 年 4 月 1 日以後の加入員期間について、第 49 条第 1 項の規定により算定した基本年金額

4. 前 2 項のいずれかに該当する者が法附則第 7 条の 3 又は法附則第 13 条の 4 に規定により老齢厚生年金の支給の繰上げを請求した場合に、当該者に支給する退職年金等のうち基本年金額は、当該各項の規定に基づき算定した基本年金額から当該基本年金額に第 49 条第 3 項に規定する減額率を乗じて得た額を控除した額とする。

(掛金に関する経過措置)

第 4 条 平成 15 年 3 月以前の各月に係る掛金については、なお従前の例(掛金率及び負担割合)による。

(最低保全給付に関する経過措置)

第 5 条 附則第 3 条第 2 項又は第 3 項に該当する者であって、第 98 条の 2 に定める基準日現在この基金の加入員である者の基本部分の最低保全給付は、同条第 2 項第 2 号アの規定にかかわらず、次の各号に掲げる給付を合算した給付とする。

(1) 平成 15 年 4 月 1 日前の加入員期間について、この規約による変更前の規約により算定した年金たる給付

(2) 標準資格喪失日に加入員の資格を喪失した場合の平成 15 年 4 月 1 日以後の加入員期間について算定した年金たる給付のうち代行年金の額(この基金の加入員であった期間(法附則第 32 条第 1 項の認可を受けた日以後の期間を除く。)に係る法第 132 条第 2 項に規定する額(別表第 9 の左欄に掲げる者については、同項中「1,000 分の 5.481」とあるのを、同表の右欄のように読み替えて計算した額とする。)をいう。以下この項において同じ。)に相当する部分の給付にアに定める按分率を乗じて得た給付と、上乗せ年金の額(この基金の加入員であった期間に係る第 1 種退職年金及び第 2 種退職年金のうち加入員であった全期間の平均標準給与額の 1,000 分の 0.077(別表第 10 の左欄に掲げる者については、

同表の右欄のように読み替えるものとする。)に相当する額に加入員期間の月数を乗じて得た額をいう。以下この項において同じ。)に相当する部分の給付にイに定める按分率を乗じて得た給付を合算した給付

ア 按分率 =  $A1 / B1$

A1 基準日の翌日に加入員の資格を喪失した場合に代行年金の額の算定に用いる平成15年4月1日以後の加入員であった期間(法附則第32条第1項の認可を受けた日以後の期間を除く。)の月数

B1 標準資格喪失日に加入員の資格を喪失した場合に代行年金の額の算定に用いる平成15年4月1日以後の加入員期間であった期間(法附則第32条第1項の認可を受けた日以後の期間を除く。)の月数

イ 按分率 =  $A2 / B2$

A2 基準日の翌日に加入員の資格を喪失した場合に上乗せ年金の額の算定に用いる平成15年4月1日以後の加入員であった期間の月数

B2 標準資格喪失日に加入員の資格を喪失した場合に上乗せ年金の額の算定に用いる平成15年4月1日以後の加入員であった期間の月数

附 則 (平成17年2月24日)

(施行期日)

第1条 この規約は、平成17年4月1日から施行する。

(掛金に関する経過措置)

第2条 平成17年3月以前の各月に係る掛金については、なお従前の例(掛金及び負担割合)による。

附 則 (平成17年2月24日)

この規約は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年2月24日)

この規約は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成18年1月10日 厚生労働省発年 第0110012号)

(施行期日)

第1条 この規約は、認可の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

(育児休業等にかかる標準給与の決定及び改定に関する経過措置)

第2条 第46条の3の規定にかかわらず、法第23条の2の規定は、平成17年4月1日以後に終了した育児休業等について適用する。

2. 第46条の3の規定にかかわらず、法第26条第1項の規定は、平成17年4月以後の標準給与について適用する。

(育児休業期間中の掛金の特例に関する経過措置)

第3条 平成17年4月1日前にこの規約による変更前の第77条の2の規定に基づく申出をした者については、なお従前の例による。

2. 平成17年4月1日前に育児休業等を開始した者(前項に規定する者を除く。)については、第77条の2中「その育児休業等を開始した日」とあるのは、「平成17年4月1日」と読み替えて、同条の規定を適用する。

第4条 平成17年4月1日前の月に係る掛金については、なお従前の例による。

附 則 (平成18年1月27日 厚生労働省発年 第0127118号)

この規約は、認可の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則 (平成18年2月28日 厚生労働省発年 第0228008号)

(施行期日)

第1条 この規約は、認可の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

(支払期月に関する経過措置)

第2条 この規約の施行前に年金給付の受給を開始している者で、平成18年4月1日までに申出をした者については、第52条第3項の規定にかかわらず、この規約の施行前の支払月とする。

附 則 (平成18年7月28日 厚生労働省発年 第0728019号)

(施行期日)

第1条 この規約は、認可の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

(掛金に関する経過措置)

第2条 平成18年3月以前の月に係る掛金については、なお従前の例(掛金率及び負担割合)による。

附 則 (平成19年1月31日 厚生労働省発年 第0131005号)

(施行期日)

第1条 この規約は、平成19年4月1日から施行する。

(加算適用加入員に関する経過措置)

第2条 平成19年3月31日において、現に加算適用加入員である者については、なお従前の例による。

附 則 (平成19年3月30日 厚生労働省発年 第0330510号)

(施行期日)

第1条 この規約は、認可の日から施行し、平成17年10月1日(以下「適用日」という。)から適用する。

(適用日前の中途脱退者に係る経過措置)

第2条 この規約による変更前の規約第71条に規定する中途脱退者(平成17年9月30日までに加入員の資格を喪失した者に限る。)の取り扱いについては、なお従前の例による。

(適用日前の再加入者に係る経過措置)

第3条 平成17年9月30日までに再びこの基金の加入員となった者の取り扱いについては、なお従前の例による。

附 則 (平成19年11月5日)

この規約は、平成19年9月30日から施行する。

附 則 (平成19年12月28日 厚生労働省発年 第1228034号)

(施行期日)

第1条 この規約は、認可の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。ただし、第84条の2の規定は、平成18年4月1日から適用する。

(厚生年金の離婚分割に伴う年金額の変更に関する経過措置)

第2条 法第78条の6第1項及び第2項の規定により標準報酬の改定が行われたときであって、改正後の規約第49条第2項に定める法第78条の2第1項に規定する対象期間のうちこの基金の加入員であった期間(以下「減額対象期間」という。)の全部又は一部が平成15年4月1日前の期間である場合の減額相当額は、改正後の規約第49条第2項の規定にかかわらず、次の各号の定める額を合算した額とする。

(1) 減額対象期間のうち平成15年4月1日から法附則第32条第1項の認可を受けた日の前日までの期間について、改定前の標準報酬月額を基準として定めた報酬標準給与の月額に改定割合を乗じた額及び改定前の標準賞与額を基準として定めた賞与標準給与の額に改定割合を乗じた額の総額を当該対象期間の月数で除した額に1,000分の5.481(別表第9の左欄に掲げる者については、同表の右欄のように読み替えるものとする。)を乗じた額

に当該期間の月数を乗じて得た額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）

（2）減額対象期間のうち平成15年4月1日前の期間について、改定前の標準報酬月額を基準として定めた報酬標準給与の月額に改定割合を乗じた額の総額を当該対象期間の月数で除した額に1,000分の7.125（附則別表の左欄に掲げる者については、同表の右欄のように読み替えるものとする。）を乗じた額に当該期間の月数を乗じて得た額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）

2. 法第26条第1項に該当する者の前項における減額相当額の計算の基礎となる報酬標準給与の月額については、法第26条の規定の例による。

（老齢厚生年金の支給繰下げに伴う支給停止に関する経過措置）

第3条 改正後の規約において、第49条第5項、第58条第3項、第58条の2及び第62条の2の規定は、平成19年4月1日前において老齢厚生年金の受給権を有する者については、適用しない。

（老齢厚生年金の支給繰下げに伴う支給停止を行う場合の基本年金額に関する経過措置）

第4条 第1種退職年金又は第2種退職年金の受給権者が法第44条の3の規定による老齢厚生年金の支給繰下げの請求をしたときであって、当該受給権者の老齢厚生年金の受給権を取得した日の属する月の前月までの加入員であった期間の全部又は一部が平成15年4月1日前の期間である場合は、改正後の規約第49条第5項中「第1項及び第2項の規定」とあるのを「第1項、第2項及び日本産業機械工業厚生年金基金規約の一部を変更する規約（平成15年4月11日認可 厚生労働省発年 第0411008号）附則第3条の規定」と読み替えて適用するものとする。

附則別表

代行部分に相当する生年月日別給付乗率表

昭和2年4月1日以前に生れた者	1,000分の10.0
昭和2年4月2日から昭和3年4月1日までの間に生れた者	1,000分の9.86
昭和3年4月2日から昭和4年4月1日までの間に生れた者	1,000分の9.72
昭和4年4月2日から昭和5年4月1日までの間に生れた者	1,000分の9.58
昭和5年4月2日から昭和6年4月1日までの間に生れた者	1,000分の9.44
昭和6年4月2日から昭和7年4月1日までの間に生れた者	1,000分の9.31
昭和7年4月2日から昭和8年4月1日までの間に生れた者	1,000分の9.17
昭和8年4月2日から昭和9年4月1日までの間に生れた者	1,000分の9.04
昭和9年4月2日から昭和10年4月1日までの間に生れた者	1,000分の8.91
昭和10年4月2日から昭和11年4月1日までの間に生れた者	1,000分の8.79
昭和11年4月2日から昭和12年4月1日までの間に生れた者	1,000分の8.66
昭和12年4月2日から昭和13年4月1日までの間に生れた者	1,000分の8.54
昭和13年4月2日から昭和14年4月1日までの間に生れた者	1,000分の8.41
昭和14年4月2日から昭和15年4月1日までの間に生れた者	1,000分の8.29
昭和15年4月2日から昭和16年4月1日までの間に生れた者	1,000分の7.771
昭和16年4月2日から昭和17年4月1日までの間に生れた者	1,000分の7.657
昭和17年4月2日から昭和18年4月1日までの間に生れた者	1,000分の7.543
昭和18年4月2日から昭和19年4月1日までの間に生れた者	1,000分の7.439
昭和19年4月2日から昭和20年4月1日までの間に生れた者	1,000分の7.334
昭和20年4月2日から昭和21年4月1日までの間に生れた者	1,000分の7.230

附 則 （平成20年4月30日 厚生労働省発年 第0430150号）

この規約は、認可の日から施行し、平成20年4月1日から適用する

附 則 （平成20年11月6日）

この規約は、平成20年12月1日から施行する。

附 則 （平成21年12月2日 厚生労働省発年 1202第3号）

（施行期日）

第1条 この規約は、認可の日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

(読替えに関する経過措置)

第2条 平成14年4月1日から平成19年3月31日までの間については、第64条第2号中「第49条第6項」を「第49条第4項」に、附則第14条第1号中「第49条第6項」を「第49条第4項」に、それぞれ読み替えて適用するものとする。

附 則 (平成23年3月25日 厚生労働省発年0325第94号)

この規約は、認可の日から施行し、平成22年2月9日から適用し、同日以降に第102条の2に規定する法第75条を適用することとされた期間が判明したものについて適用する。

附 則 (平成23年6月10日)

この規約は、平成23年6月10日から施行し、平成23年3月1日から適用する。

附 則 (平成24年7月2日 厚生労働省発年0702第5号)

この規約は、認可の日から施行し、平成24年2月8日から適用する。

附 則 (平成25年4月26日 厚生労働省発年0426第7号)

この規約は、認可の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則 (平成25年5月7日 厚生労働省発年0507第53号)

この規約は、認可の日から施行し、平成25年4月1日から適用する

附 則 (平成25年5月14日 厚生労働省発年0514第27号)

(施行期日)

第1条 この規約は、認可の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

(掛金に関する経過措置)

第2条 平成25年3月分以前の月に係る掛金については、なお従前の例(掛金率及び負担割合)による。



附 則 （平成 26 年 8 月 7 日 厚生労働省発年 0807 第 35 号）

（施行期日）

第 1 条 この規約は、認可の日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

（連合会に関する経過措置）

第 2 条 第 70 条の 3 に規定する連合会は、平成 25 年改正法附則第 70 条に規定する連合会の設立までの間、同法附則第 3 条第 13 号に規定する存続連合会とする。

（連合会移換者に関する経過措置）

第 3 条 この規約による変更前の日本産業機械工業厚生年金基金規約第 70 条に規定する連合会移換者（当該連合会移換者の加入員であった期間に係る第 2 種退職年金の支給に関する義務を連合会に移転した者を除く。）の取扱いは、この規約による変更後の規定による。

（産前産後休業に係る標準給与の決定及び改定に関する経過措置）

第 4 条 第 46 条の 3 の規定にかかわらず、法第 23 条の 3 の規定は、平成 26 年 4 月 1 日以後に終了した法第 23 条の 3 第 1 項に規定する産前産後休業（以下「産前産後休業」という。）について適用する。

2. 第 46 条の 3 の規定にかかわらず、法第 26 条第 1 項の規定は、平成 26 年 4 月 1 日以後の標準給与について適用する。

（産前産後休業の期間中の加入員の特例）

第 5 条 平成 26 年 4 月 1 日前に産前産後休業を開始した者については、平成 26 年 4 月 1 日を、その産前産後休業を開始したものとみなして、この規約による変更後の日本産業機械工業厚生年金基金規約（以下「変更後の規約」という。）第 77 条の 2 及び第 78 条の規定を適用する。

（未支給の給付に関する経過措置）

第 6 条 変更後の規約第 53 条の規定は、平成 26 年 4 月 1 日以後に同条第 1 項に規定する受給権者が死亡した場合に適用する。

（遺族一時金を受けることができる遺族に関する経過措置）

第 7 条 変更後の規約第 65 条の規定は、平成 26 年 4 月 1 日以後に同条第 1 項に規定する加算適用加入員又は加算適用加入であった者が死亡した場合について適用する。

附 則 （平成 27 年 1 月 19 日 厚生労働省発年 0119 第 35 号）

この規約は、認可の日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 （平成 27 年 3 月 31 日 厚生労働省発年 0331 第 26 号）

（施行期日）

第 1 条 この規約は、法附則第 32 条第 1 項の認可の日から施行する。

(給付に関する経過措置)

第2条 第1種退職年金又は第2種退職年金の受給権者(以下この条において「基金の受給権者」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合、当該受給権者に支給する年金の額は、この規約による変更後の日本産業機械工業厚生年金基金規約(以下「新規約」という。)に基づいて支給される年金の額に、次項に規定する額を合算した額とする。ただし、その者が次の各号のいずれにも該当しなくなったときには、本条を適用せず、該当しなくなった月の翌月から、年金額を改定する。

- (1) 基金の受給権者が老齢厚生年金又は特例支給の老齢厚生年金等の受給権を有さない場合
- (2) 基金の受給権者が障害厚生年金の受給権を有する者であって、法第38条第1項の規定によりその者の老齢厚生年金又は特例支給の老齢厚生年金等の全部の支給が停止されている場合
- (3) 基金の受給権者が遺族厚生年金の受給権を有する者であって、国民年金法等の一部を改正する法律(平成16年法律第104号)による改正前の法第38条第1項の規定によりその者の老齢厚生年金又は特例支給の老齢厚生年金等の全部の支給が停止されている場合
- (4) 基金の受給権者が老齢厚生年金又は特例支給の老齢厚生年金等の受給権を有する者であって、法附則第7条の4、法附則第11条の5又は法附則第13条の6第3項の規定によりその者の老齢厚生年金又は特例支給の老齢厚生年金等の全部の支給が停止されている場合
- (5) 基金の受給権者が遺族厚生年金の受給権を有する者であって、国民年金法等の一部を改正する法律(平成16年法律第104号)による改正前の法第38条の2第1項の規定によりその者の老齢厚生年金又は特例支給の老齢厚生年金等の2分の1に相当する額の停止が解除されている場合
- (6) 基金の受給権者が厚生年金保険の被保険者である場合
- (7) 基金の受給権者が法第46条第1項に規定する70歳以上の使用される者である場合

2. 基金の受給権者が前項各号のいずれかに該当する場合にその者の年金の額に加算する額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号から第4号までに該当する場合  
この規約による変更前の日本産業機械工業厚生年金基金規約(以下「旧規約」という。)を適用した場合に支給されることとなる年金の額から新規約に基づいて支給される年金の額を控除した額
- (2) 前項第5号に該当する場合  
前号に規定する額の2分の1に相当する額
- (3) 前項第6号又は第7号に該当する場合  
次のアに掲げる額からイ及びウに掲げる額の合計額を控除した額

ア 旧規約を適用した場合に支給されることとなる年金の額

イ 新規約に基づいて支給される年金の額

ウ 法附則第 32 条第 1 項の認可の日以後の加入員であった期間の平均標準給与額の 1,000 分の 5.481（別表第 9 の左欄に掲げる者については、同表の右欄のように読み替えるものとする。）に相当する額に同項の認可の日以後の加入員期間の月数を乗じて得た額に、当該受給権者が支給を受けている老齢厚生年金又は特例支給の老齢厚生年金等の額を当該受給権者が被保険者でなかったとした場合（前項第 7 号に該当する場合にあっては、同号に規定する 70 歳以上の使用される者でなかったとした場合）に支給されることとなる老齢厚生年金又は特例支給の老齢厚生年金等の額で除して得た額

第 3 条 法附則第 32 条第 1 項の認可の日前に旧規約に基づく第 1 種退職年金又は第 2 種退職年金の給付を受ける権利を有する者に支給する第 1 種退職年金又は第 2 種退職年金については、なお従前の例による。

2. 前項に該当する者であって法附則第 32 条第 1 項の認可の日以後の加入員期間を有するものに係る給付のうち、基本年金額は、第 49 条第 1 項及び前項の規定にかかわらず、加入員であった全期間について旧規約により算定した基本年金額から、法附則第 32 条第 1 項の認可を受けた日以後の加入員であった期間の平均標準給与額の 1,000 分の 5.481（別表第 9 の左欄に掲げる者については、同表の右欄のように読み替えるものとする。）に相当する額に法附則第 32 条第 1 項の認可を受けた日以後の加入員であった期間の月数を乗じて得た額を控除した額とする。

（掛金に関する経過措置）

第 4 条 法附則第 32 条第 1 項の認可の日の属する月の前月までの月に係る掛金については、なお従前の例（掛金率及び負担割合）による。

（前納）

第 5 条 この基金は、第 98 条の 4 第 1 項の規定により、政府に 50,000,000,000 円を前納するものとする。

2 この基金は、第 98 条の 4 第 1 項の規定により、政府に 7,400,000,000 円を前納するものとする。

附 則 （平成 27 年 11 月 10 日 厚生労働省発年 1110 第 22 号）

この規約は、平成 27 年 12 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 28 年 2 月 2 日 厚生労働省発年 0202 第 8 号）

（施行期日）

第 1 条 この規約は、認可の日から施行し、平成 27 年 10 月 1 日から適用する。

(年金額の改定に関する経過措置)

第2条 加入員である者が、平成27年9月末日に設立事業所に使用されなくなったとき、その使用される事業所が設立事業所でなくなったとき又は法第12条の規定に該当するに至ったときにあつては、この規約による変更後の規約第52条、第56条及び第60条の規定を適用するものとする。

附 則 (平成28年3月24日)

この規約は、平成28年3月24日から施行し、平成28年2月18日から適用する。

附 則 (平成28年10月1日)

(施行期日)

第1条 この規約は、平成28年10月1日から施行する。

(標準給与に関する経過措置)

第2条 平成28年10月1日前にこの基金の加入員の資格を取得し、同日まで引き続き加入員の資格を有する者であつて、平成28年9月の報酬標準給与の月額が98,000円であるもの(当該報酬標準給与の月額的基础となった報酬の月額が93,000円以上である者を除く。)の報酬標準給与は、当該報酬標準給与の月額的基础となった報酬の月額を公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成24年法律第62号)による改正後の厚生年金保険法第20条の規定の例により報酬標準給与の基礎となる報酬月額とみなして改定する。

2. 前項の規定により改定された報酬標準給与は、平成28年10月から平成29年8月までの各月の報酬標準給与とする。

附 則 (平成29年2月8日 厚生労働省発年0208第31号)

この規約は、認可の日から施行し、平成29年2月1日から適用する。

附 則 (平成29年4月5日 厚生労働省発年0405第16号)

(施行期日)

第1条 この規約は、認可の日から施行し、平成29年3月1日から適用する。

(残余財産の交付又は移換を行う設立事業所)

第2条 第98条の8第1項、第98条の9第1項(同条第3項において準用される場合を含む。)

又は第98条の10第1項の規定により、残余財産の交付又は移換を申し出ることができる設立事業所の事業主は、別表第1に掲げる設立事業所の事業主とする。

(残余財産の交付又は移換を申し出ることができる期日)

第3条 第98条の8第1項、第98条の9第1項(同条第3項において準用される場合を含む。)

又は第98条の10第1項の規定により、残余財産の交付又は移換を申し出ることができる期日は、基金の財産目録等の承認申請日までとする。

2 前項の申出がなかった場合は、第98条の3の規定により残余財産の分配を行うこととする。

附 則 (平成29年4月14日 厚生労働省発年0414第36号)

(施行期日)

第1条 この規約は、平成29年5月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(確定給付企業年金への給付の支給に関する権利義務の移転)

第2条 この基金は、厚生労働大臣の認可を受けて、附則別表に規定する設立事業所に係る加入員並びに当該設立事業所に係る受給権者及び施行日の前日までに基金の設立事業所でなくなった設立事業所(附則第17条に規定する減少事業所に係る特別掛金を納付した設立事業所に限る。)に係る受給権者(当該者の給付の支給に関する権利義務を日本産業機械工業企業年金基金に移転することに同意した者に限る。)の給付の支給に関する権利義務を、施行日に、日本産業機械工業企業年金基金に移転する。

#### 附則別表

名 称	所 在 地
株式会社 アイチコーポレーション	埼玉県
東邦地下工機株式会社	東京都
株式会社 石井鐵工所	東京都
明治機械株式会社	東京都
三和機材株式会社	東京都
コットレル工業株式会社	東京都
日本産業機械工業厚生年金基金	東京都
平田バルブ工業株式会社	神奈川県
ホソカワミクロン株式会社 東京支店	千葉県
トーヨーカネツ株式会社	東京都
株式会社 宇野澤組鐵工所	東京都
株式会社 井上製作所 東京支店	東京都
鉦研工業株式会社	東京都
協和化工株式会社	東京都

株式会社 富澤鉄工所	東京都
株式会社 森下	神奈川県
株式会社 ササクラ	大阪府
大同機械製造株式会社	大阪府
株式会社 大阪空気機械製作所	大阪府
株式会社 サツパボイラ	大阪府
瓜生製作株式会社	大阪府
株式会社 松本機械製作所	大阪府
株式会社 前川工業所	大阪府
株式会社 大阪空気機械製作所 串本工場	和歌山県
東邦地下工機株式会社	福岡県
ホソカワミクロン株式会社	大阪府
株式会社 イワサキコーポレーション	東京都
産業機械健康保険組合	東京都
イワフジ工業株式会社	岩手県
プライミクス株式会社	兵庫県
株式会社 エフ・エム・アイ	大阪府
大阪産業機械工業健康保険組合	大阪府
アシザワ株式会社	東京都
一般財団法人 造水促進センター	東京都
日本機械輸出組合	東京都
エステック株式会社	東京都
ユニック東北販売株式会社	宮城県
ユニック静岡販売株式会社	静岡県
ユニック中部販売株式会社	愛知県
ユニック関東販売株式会社	東京都
象印チエンブロック株式会社	大阪府
株式会社 笹倉サービスセンター	大阪府
近藤設備設計株式会社	愛知県
川辺農研産業株式会社	東京都
有光工業株式会社	大阪府
川の江造機株式会社	愛媛県
石井ローラー製造株式会社	埼玉県
日本ニューマチック建機株式会社	東京都
東北電機鉄工株式会社	山形県

株式会社 ヒラカワ	大阪府
近藤鉄工株式会社	東京都
エクセン株式会社	東京都
株式会社 品川鐵工場	神奈川県
梶原工業株式会社	埼玉県
富士エレベーター工業株式会社	東京都
株式会社 セイシン企業	東京都
朝霞伸管工業株式会社	埼玉県
株式会社 真田	神奈川県
ユニック北東北販売株式会社	岩手県
日本フレキ産業株式会社	東京都
東鉄工株式会社	東京都
株式会社 鎌倉製作所	東京都
インガソール・ランド株式会社	東京都
シミフレックス株式会社	東京都
株式会社 エヌエルシー	東京都
西華産業株式会社	東京都
中央エレベーター工業株式会社	東京都
マーポス株式会社	東京都
東京メタリコン株式会社	東京都
東京防蝕工業株式会社	東京都
株式会社 マセテック	大阪府
株式会社 マルタツ	茨城県
株式会社 増野製作所	東京都
株式会社 氣工社	神奈川県
一般社団法人 日本建設機械工業会	東京都
株式会社 内原電機製作所	茨城県
株式会社 湊長岡製作所	茨城県
株式会社 カネダエンジニアリング	茨城県
株式会社 富士コンプレッサー製作所	奈良県
株式会社 アサカ	静岡県
扶桑ユニテック株式会社	東京都
共和化工株式会社	東京都
日本建設工業株式会社	東京都
構造工事株式会社	東京都

公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会	東京都
株式会社 アイチ研修センター	埼玉県
ユニック九州販売株式会社	福岡県
光サービス有限会社	大阪府
トーヨーカネツソリューションズ株式会社	東京都
株式会社 利根エンジニア	東京都
ダイヤツール株式会社	東京都
株式会社 トーヨーサービスシステム	東京都
中国共和メンテナンス株式会社	広島県
東北共和メンテナンス株式会社	宮城県
九州共和メンテナンス株式会社	福岡県
トーヨーコーケン株式会社	東京都
日建機工株式会社	東京都
株式会社 カジワラ	埼玉県
株式会社 カジワラキッチンサプライ	東京都
株式会社 東邦	山口県
太洋セツビ株式会社	大阪府
電機鉄工山形株式会社	山形県